

塩 野 川 町 内 会 規 約

第1章 総 則

第1条 本会は会員相互の親睦をはかり、町内の福祉と振興をはかることをもって目的とする。

第2条 本会は塩野川町内会と称する。

第3条 本会の区域は、梁川町字東塩野川、西塩野川、元舟場、北町谷川及び塩野川を行政区域とする希望ヶ丘、大字八幡の一部の区域とする。

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第5条 本会員は、町内に居住する者をもって構成する。

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第2章 事 業

第7条 本会の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一、町内の福祉厚生に関すること。
- 二、町内の生活相談に関すること。
- 三、その他目的達成に必要な事項。

第3章 役 員

第8条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、庶務 1名、
会計 1名、税務会計 1名、監事 2名、

理事 若干名。

2、会長が必要と認めた場合には庶務および会計に補佐をおくことができる。

第9条 会長、副会長、監事は総会において選出し、庶務、会計、税務会計、および庶務補佐、会計補佐は会長が委嘱する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3、監事は、次に掲げる業務を行なう。

一、本会の会計及び資産の状況を監査すること。

二、会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

三、会計及び資産の状況又は、業務執行についての監査結果を総会に報告すること。

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、補欠により、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第12条 本会に、顧問を置くことが出来る。

顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

第4章 総 会

第13条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長これを召集する。

第14条 通常総会は毎年4月初旬に開催する。

2、臨時総会は次の各号の1に該当する場合に開催する。

一、会長が必要と認めたとき。

二、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

第15条 総会は会員2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

第17条 総会の議事については次の事項を記載し、議事録を作成しなければならない。

一、日時及び場所

二、会員の現在数及び出席者数（委任者を含む）

三、開催目的、審議事項及び決議事項

四、議事の経過の概要及びその結果

五、議事録に議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

第18条 役員会は必要に応じ開くことができる。役員会は会長これを召集する。

第19条 役員会は次の事項を決議する。

一、総会に付議すべき事項。

二、総会の決議した事項の執行に関する事項。

三、その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

第6章 資産及び会計

第20条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

一、別に定める財産目録記載の資産

二、会費

三、活動に伴う収入

四、その他収入

第21条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第22条 本会の資産で第20条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

第23条 本会の経費は資産をもって支弁する。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

第25条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、伊達市長の認可を受けなければ変更することはできない。

第26条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2、総会の議決にもとづいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第27条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

5、本会の会計については、会計が掌握するものとし、役員改選の都度変更されるが平成23年4月10日以降は次のものが担当する。

梁川町字東塩野川41-1 荒木 幸夫

6、改正、平成25年4月14日 第8条2項追加 第9条に庶務補佐、会計補佐を追加

第8章 雑 則

第28条 本会の事務所には次の帳簿及び書類を備えておく。

規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支にかんする帳簿、財産目録、資産等、状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類。

附則

1、この規約は平成7年4月10日から施行する。

2、本会の設立初年度の会計年度は、第24条の規程にかかわらず、設立認可のあった日から平成8年3月31日までとする。

3、改正、平成9年4月13日 第1章第3条

4、改正、平成18年4月9日 第7章第25条

編 集 後 記

町内会はじめ多くの皆様のお力添えをいただき、ここに塩野川町内会設立50周年記念誌「塩野川町内会のあゆみ」を発刊することが出来ました。

編集委員の皆さんの熱意によりまして、当初予定をしておりました内容もページ数も、さらに充実した記念誌となりました。

特筆すべきことは梁川町郷土史研究会の八巻善兵衛氏、大橋彰氏、菅野康男氏による5項目、19ページにわたる「塩野川の歴史や史跡」を執筆いただいたことです。

また、「水とのたたかい」や「会館建設記録」など、塩野川町内会の歴史の中で特筆すべき活動の記録を掲載しました。

このように充実した内容の記念誌は町内会の人々が協力し合って先人の足跡を探り、塩野川の現状を認識し郷土に対する深い理解とあたたかい愛情を培い、また塩野川の歴史を後生に伝えるとともに、塩野川町内会発展の精神的基盤となるものと確信いたします。

最後に、この記念誌は表紙から裏表紙にいたるまで、編集・紙面作り・データ入力・校正等のすべてを編集委員の皆さんに担当していただき刊行することができました。

編集委員会手作りのこの「記念誌」をぜひご家族でご一読いただきたいと思います。



塩野川町内会設立50周年記念誌編集委員

塩野川町内会設立 50 周年記念誌

塩野川町内会のあゆみ

発行日 平成 29 年 (2017) 9 月 1 日

発行者 地縁法人塩野川町内会 会長 引地 勲

〒960-0708

福島県伊達市梁川町東塩野川 8 6 - 4

印 刷 株式会社 C I A

〒960-0719

福島県伊達市梁川町やながわ工業団地 9 0 - 1

TEL 024-577-0075 FAX 024-577-7676

